

国有林野の管理経営に関する基本計画の案に対する意見の概要

- 1 募集期間 平成25年11月1日（金）～平成25年12月2日（月）
- 2 提出者数 14件（個人11件、団体・法人3件）
- 3 意見項目数 23項目
- 4 処理状況

処理結果の区分	項目数	提出された意見の例（概要）
1 要旨を取り入れているもの	15	<ul style="list-style-type: none"> ○ 強い林業づくりの推進に向け、各地で進められている木材加工施設の整備等と国有林が連携した施策を講ずるべきである。 ○ 経済性の面から主伐後の再造林が行われていない民有林もあることから、主伐・再造林による森林の循環利用に向け、国有林が民有林のモデルとなる取組を実施していくべきである。
2 要旨を一部取り入れているもの	0	
3 修正するもの	1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境省の除染関係ガイドラインにおいては、森林除染の対象範囲が林縁から20mと定められており、森林から住宅等への放射性物質の拡散が懸念されている。環境省が平成25年9月10日に公表した森林除染の方向性においては、森林全体の調査研究を進めることとされていることから、12ページの35行目を下記のとおり修正願いたい。 <p>（修正案） 国有林野の除染に取り組むとともに、実証事業の実施等により、森林除染森林全体の除染に関する知見の集積や技術開発に貢献することとする。</p>
4 今後の検討課題等	7	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、主伐が増えることにあわせ、苗木の生産について、国がもっと支援すべきでないか。

国有林野の管理経営に関する基本計画の案に対する 意見の要旨及び当該意見の処理の結果（案）

処理の結果の凡例及び項目数（23項目）

1	： 要旨を取り入れているもの	（15項目）
2	： 要旨を一部取り入れているもの	（0項目）
3	： 修正するもの	（1項目）
4	： 今後の検討課題等	（7項目）

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
1 国有林野の管理経営に関する基本方針 (1) 公益重視の管理経営の一層の推進 ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進	山地災害防止タイプにおいては、根や表土の保全、下層植生の発達した森林の維持だけでなく、災害の予防という観点からの保安施設の整備も進めてほしい。	1	本計画では、「山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、重要な水源地等において、（中略）治山事業を計画的に推進する」こととしており、山地災害防止タイプにおいても、森林の適切な整備とともに、予防の観点も含め治山事業による保安施設の整備に取り組むこととしています。
	針広混交林化に当たっては、他地域の広葉樹を持ち込むのではなく、間伐等により天然の広葉樹の導入を促すことにより取り組んでいただきたい。	1	本計画では、「天然更新等の森林施業技術を活用しつつ、（中略）針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業を行う」こととしており、天然更新による広葉樹の導入にも取り組んで参ります。
	東日本大震災で被災した海岸林の復元だけでなく、全国の海岸林について、民有林治山事業等と連携した整備を進めてほしい。	1	本計画では、「近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、（中略）今後とも民有林治山事業や他の国土保全施策との連携の下に治山事業を計画的に推進する」こととしており、治山事業による海岸防災林の整備についても、このことを踏まえ取り組むこととしています。

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
<p>1 国有林野の管理経営に関する基本方針 (1) 公益重視の管理経営の一層の推進 イ 地球温暖化対策の推進</p>	<p>地球温暖化対策に関する新たな削減目標の達成に向け、森林吸収量の確保のために、国有林が国として率先した取組を行う姿勢を明確にしていくことが大切である。</p>	<p>1</p>	<p>本計画では、「国有林野事業においては、吸収量の確保のため、今後策定される新たな地球温暖化対策計画に基づき、森林の適正な整備や木材利用等の推進に率先して取り組む」こととしています。</p>
<p>1 国有林野の管理経営に関する基本方針 (1) 公益重視の管理経営の一層の推進 ウ 生物多様性の保全</p>	<p>地域社会にとってシカによる農林業等への被害は大きな問題となっており、その生息地である森林内での捕獲をさらに積極的に進めていただきたい。</p>	<p>1</p>	<p>林野庁としては、シカによる森林の被害が深刻化している中、森林や農地等を含む生息地における「個体数管理」が重要な対策の一つと考えています。 国有林についても、本計画において、「地域の農林業や生態系に多大な被害を与えている野生鳥獣について、地域の関係機関等と連携しつつ、捕獲などによる積極的な個体数管理や共存に向けた森林の整備を推進する」こととしています。</p>
<p>1 国有林野の管理経営に関する基本方針 (2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業の再生に向けた貢献 イ 林業事業体の育成</p>	<p>国有林においては、自然災害、山火事、遭難等不測の事態が発生することがあり、その対応に当たっては地域との連携が欠かせないことから、事業の発注に当たっては、地域の事業体に対する優先採択を考慮すべきではないか。</p>	<p>1</p>	<p>造林等の発注に当たり採用している総合評価落札方式においては、防災に資するボランティア活動等地域への貢献を評価項目の1つとしており、本計画においても、林業事業体の育成のため、「競争性を確保しつつ、林業事業体の創意工夫を促進するための総合評価落札方式や事業成績評定制の活用に取り組む」こととしています。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
<p>1 国有林野の管理経営に関する基本方針 (2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業の再生に向けた貢献 オ 林業の低コスト化等に向けた技術開発</p>	<p>経済性の面から主伐後の再造林が行われていない民有林もあることから、主伐・再造林による森林の循環利用に向け、国有林が民有林のモデルとなる取組を実施していくべきである。</p>	<p>1</p>	<p>本計画では、「伐採とコンテナ苗を用いたその後の造林を同時期に行うなど実用段階に到達した先駆的な技術や手法についての事業レベルでの試行を行い、(中略)民有林における普及・定着に資するよう取り組む」こととしています。</p>
	<p>林業の採算性を改善していくためには、エリートツリー等成長の良い苗木を利用することが有用であることから、国有林が先導的に導入して効果を調べ、民間でも利用しやすいようにしていくべきではないか。</p>	<p>1</p>	<p>本計画では、「実用段階に到達した先駆的な技術や手法についての事業レベルでの試行を行い、国有林野の管理経営や民有林における普及・定着に資するよう取り組む」こととしています。 エリートツリーについては、国有林を研究機関等に試験地として提供するとともに、国有林が率先して活用し、得られた知見については、民間での普及に資するよう、広く公表していく考えです。</p>
	<p>海外で参加した植林事業において、コンテナ苗を使用したところ厳しい条件下でも活着率がよかったことから、国有林においても積極的に活用すべきではないか。</p>	<p>1</p>	<p>本計画では、「伐採とコンテナ苗を用いたその後の造林を同時期に行うなど実用段階に到達した先駆的な技術や手法についての事業レベルでの試行を行い、国有林野の管理経営や民有林における普及・定着に資するよう取り組む」こととしています。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
<p>2 国有林野の維持及び保全に関する基本的な事項 (1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理</p>	<p>松くい虫対策については、被害木の処理に重きが置かれているが、予防のための薬剤散布についても十分に効果があがるように取り組むことが必要であり、このことを本計画に記載すべきである。</p>	<p>1</p>	<p>本計画では、松くい虫による被害を含め、「森林病虫害、鳥獣被害、廃棄物の不法投棄等の森林被害の防止や保安林の適切な管理等森林の保全管理のため、森林の巡視、標識の設置、適切な防除対策の実施等に努める」としています。</p>
<p>2 国有林野の維持及び保全に関する基本的な事項 (2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存</p>	<p>「緑の回廊」の設定に当たっては、民有林とも連携すべきではないか。</p>	<p>1</p>	<p>本計画では、「民有林関係者等とも連携しつつ「緑の回廊」を設定し、野生生物の自由な移動の場として保護する」としており、国有林だけにとどまらない取組ができるよう努める考えです。</p>
<p>3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項 (1) 林産物等の供給</p>	<p>システム販売の契約が成立しなかったものが、委託販売に回ることがあるなど、委託される側から見るとシステム販売には問題がある。 当団体では、山元土場における委託販売を増加させる計画であり、民間のノウハウを活用しつつ、素材の販売方法について、全量を委託販売としてはどうか。</p> <p>再生可能エネルギーの重要性が認識され、木質バイオマス発電についての動きが各地で出ていることから、国有林からの供給により燃料となる木材の不足が生じないようにすべきである。</p>	<p>4</p> <p>1</p>	<p>本計画では、素材の販売方法について、高品質材等については、「市場へ委託するなど民間の木材市場等を活用」し、「間伐材等これまで利用が低位であった曲がり等を含む木材については、合板や集成材等の原料としての利用拡大や土木分野における利用範囲の拡大等を踏まえ、需要者と協定を締結して需要先へ直送する「システム販売」によるなど、地域の林業・木材産業の活性化に資することを旨とする国有林材の供給を推進する」としています。</p> <p>本計画では、「間伐等で伐採されても利用されなかった小径木や造材後林内に放置されてきた根株・枝条などの未利用間伐材等について、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたことを踏まえ「システム販売」を活用した需要者等への安定供給に取り組む」としています。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項 (2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献	強い林業づくりの推進に向け、各地で進められている木材加工施設の整備等と国有林が連携した施策を講ずるべきである。	1	本計画では、「林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するよう努める」こととしています。
	国有林野事業における価格急変時の供給調整機能については、ブロック(森林管理局)において1か月ごとの需給調整会議を行うなどの機動的な対応が必要ではないか。	1	本計画では、供給時期の調整等を「適期に効果的な方法で行うため、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握することなどの取組を推進する」こととしており、具体的には、木材市況等の情報収集・分析を不断に行うとともに、その報告を基に、森林管理局における供給調整検討委員会を四半期に1回を原則として、必要に応じて開催することとしています。(平成25年10月16日林政審議会資料1-3参照)
4 国有林野の活用に関する基本的な事項 (2) 公衆の保健のための活用の推進	レクリエーション等に提供している国有林野においては、地域と連携し、その森林に関わる様々な歴史を表示するなどの取組を行うべきではないか。	1	本計画にあるとおり、「国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野は「レクリエーションの森」として選定」し、「地元自治体を核とした管理運営協議会の活用等」を図りながら整備・管理を行っているところであり、ご意見も参考にしながら、引き続き、魅力あるフィールドとなるよう取り組んで参ります。

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
<p>5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項</p>	<p>公益的機能の維持増進を図るには、国有林と民有林の連携・協力が必要であるが、民有林が国有林に対して悪影響を及ぼすという記述は、誤解を生む表現であるため、10ページの30行目を下記のとおり修正願いたい。</p> <p>(修正案)</p> <p>国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分に行われていないものが見られ、その位置関係等により、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼしたり森林の有する国土保全等の公益的機能の低下が懸念されたり、～</p>	<p>4</p>	<p>該当文については、公益的機能維持増進協定制度を活用し、国が国有林野と一体として整備及び保全を行う「民有林野」の対象地を説明したものであり、ご指摘の修文を行った場合、その趣旨が不明瞭になるため、原案が適当と考えます。</p>
<p>はじめに</p> <p>「5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項」の関連</p>	<p>民有林に限定して整備不十分という記述は、誤解を生む表現であるため、1ページの12行目を下記のとおり修正願いたい。</p> <p>(修正案)</p> <p>地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況も見られる。</p>	<p>4</p>	<p>該当文については、「5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項」における「国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分に行われていないものがみられる」ことを表したものです。</p> <p>これは、公益的機能維持増進協定制度を活用し、国が国有林野と一体として整備及び保全を行う「民有林野」の対象地を説明したものであり、ご指摘の修文を行った場合、その趣旨が不明瞭になるため、原案が適当と考えます。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
<p>7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項</p> <p>(3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献</p>	<p>環境省の除染関係ガイドラインにおいては、森林除染の対象範囲が林縁から20mと定められており、森林から住宅等への放射性物質の拡散が懸念されている。環境省が平成25年9月10日に公表した森林除染の方向性においては、森林全体の調査研究を進めることとされていることから、12ページの35行目を下記のとおり修正願いたい。</p> <p>(修正案)</p> <p>国有林野の除染に取り組むとともに、実証事業の実施等により、<u>森林除染森林全体の除染に関する知見の集積</u>や技術開発に貢献することとする。</p>	<p>3</p>	<p>環境省が平成25年9月10日に公表した「除染の進捗状況についての総点検」の中で「森林」を「A 住居等近隣、B ほだ場、C 森林全体」と区分していることから、誤解を生じることがないように、より丁寧に記載することとし、次のとおり修文します。</p> <p>「関係機関と連携し、国有林野の除染に取り組むとともに、実証事業の実施等により、森林における除染に関する知見の集積や技術開発に貢献することとする。」</p>
<p>その他</p>	<p>各森林管理局のホームページに掲載されているシステム販売の結果を、林野庁のホームページに一覧表で掲載して欲しい。</p>	<p>4</p>	<p>森林管理局ごとに販売時期が異なること等から、タイムリーに販売結果を確認できるよう、林野庁において一覧表を作成するのではなく、林野庁のホームページ内に、全森林管理局の販売情報に直接アクセスできるページを設けています。 (http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/mokuhuan/index.html)</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
その他	<p>林野庁が主導し、森林の有する公益的機能の発揮により利益を受けている者から、森林の所有者に対し、経済的な対価の支払いが行われるよう、新たな制度の構築を目指すべきではないか。</p>	4	<p>本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものであり、民有林を含めた森林所有者全体への支援策については計画内容に含まれていません。</p> <p>なお、森林の適切な整備・保全により高度発揮される多面的機能の効果は社会全体に裨益するため、森林の整備・保全は公共財を形成する公的な行為として、森林所有者等が負う費用の一部について、補助等により国が支援しています。</p>
	<p>今後、主伐が増えることにあわせ、苗木の生産について、国がもっと支援すべきでないか。</p>	4	<p>本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものであり、苗木生産への支援については計画内容に含まれていません。</p> <p>なお、林野庁では、苗木生産者等に対し苗木の生産に必要な苗畑、温室等の整備やコンテナ苗の生産拡大等の支援を行っており、今後も引き続きこれらの取組を進めていくこととしています。</p>
	<p>曲がり等を含む木材については、曲がりや節目模様を好む消費者もいることなどを踏まえ、合板や集成材等の原料にするだけでなく、欠点を活かした用途が開発されることが望ましい。</p>	4	<p>本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものであり、新製品等の開発自体を行うことについては計画内容に含まれていません。</p> <p>なお、新製品等の開発を行っている事業者からシステム販売等の要望があれば対応する考えです。</p>